

NOK グループグリーン調達ガイドライン



2018年 4月 27日 (Rev. No.4)

NOK 株式会社

目次

1. はじめに	… P 2
2. 環境基本方針について	… P 3
3. 環境マネジメントに関する仕入先様へのお願い	… P 4
(1) 当ガイドラインのお願い事項について	
(2) 「環境マネジメントシステム」の構築	
(3) 納入いただく原材料・部品などの環境負荷物質管理	
(4) 仕入先様製造工程の環境負荷物質管理について	
a. NOK グループ環境負荷物質一覧の禁止物質の非含有保証	
b. 環境負荷物質管理体制構築について	
c. NOK グループへの連絡	
(5) 仕入先様の事業活動に関わる環境活動について	
a. 環境保全活動の実施	
b. 環境に関する法令遵守	
4. ガイドラインの取扱いについて	… P 6
5. 個人情報の取扱いについて	… P 6
6. 当ガイドラインでの提出書類について	… P 7
7. 用語集	… P 8
「NOK グループグリーン調達ガイドライン」に関する問い合わせ先	… P 9

<関係資料>

付属書-1	NOK グループ環境負荷物質一覧と解説
付属書-2	適用範囲
様式-1	NOK グループグリーン調達に関する協力合意書
様式-2	非含有保証書
様式-3	環境負荷物質の管理体制チェックシート

1. はじめに

当社の調達・生産活動に日頃より、多大なご支援とご協力を賜りまして心より御礼を申し上げます。NOKグループがこれまでに築きあげた強固な生産基盤と品質に関しては、お客様より高い評価をいただいておりますが、これもひとえに仕入先様との強固な信頼関係があったからこそ実現できたものと確信しております。

当社は、合成ゴムや樹脂などの高分子材料を用いた自動車部品だけではなく、電気電子関連の部品、事務用品等、多くのお客様にご満足いただける製品を提供すべく生産活動を行っていますが、これらの活動においては、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減、水資源の有効利用といった取組や、環境へ負荷をあたえる化学物質の削減を推進し、地球環境の保全、循環型社会の構築に貢献することで、企業の社会的責任を果たしていくことが必要と考えております。

また私たちは環境保全方針として「次世代環境への挑戦」を掲げ、環境問題の未然防止、次世代を見据えた環境負荷の低減、外部要求に対応した環境負荷物質管理体制強化を重点的に取り組んでまいります。

近年の当社を取り巻く情勢を見ても、年々厳しくなる様々な環境法規制に関連して、当社お客様への納入品中の環境負荷物質の管理や、自社工程における化学物質の管理を厳しく要求されております。

事業活動を継続するためには、原材料、部品、副資材をはじめ、梱包資材や事務用品にいたるまで、全ての調達品やサービスを使用しなければなりません。当社が企業の社会的責任を果たし、お客様からの要求に応えるためには、仕入先様からのご協力が必要不可欠です。

こうした考え方にに基づき、今般「NOK グループグリーン調達ガイドライン」を制定いたしました。仕入先様におかれましては趣旨・内容をご理解いただき、当ガイドラインに基づく取り組みを私共と力を合わせて実践していただきますようお願い申し上げます。

執行役員 調達本部 本部長

山崎 幸夫

執行役員 品質・環境管理室 室長

中山 富雄

2. 環境基本方針について

環境基本方針

企業が社会の一員であることを前提に、事業の活動・製品及びサービスが広く地球規模での環境影響に関わりを持つことを全社員が認識し、持続的な発展が可能な社会の実現に貢献すべく会社の環境保全基本方針を定め、次世代以降も視野に入れた環境保全管理に努める。

1. 従来の固有技術を踏まえ、環境保全に配慮した技術の向上・製品の開発を推進し、環境負荷の低減に努める。
2. 地球温暖化防止を図るため省エネルギーを推進し、循環型社会に対応して資源の再利用及び再生資源化及び廃棄物の削減を推進する。
3. NOK 中央環境保全委員会で目標を設定し、取引先を含む関係各社とも協力して継続的な環境負荷低減の改善を図り、化学物質の管理、地球環境汚染の防止及び水環境インパクトの取組強化に努める。
4. 関連する法規制、地方自治体条例、地域協定等を順守し、環境保全活動を推進する。
5. 業界や取引先の自主規制を順守し、ステークホルダーの環境への要求事項に対して積極的に取り組む。
6. 環境保全活動や社会貢献に関する情報を開示し、地域・社会とのコミュニケーションを図る。
7. 良き企業市民として全社員が生物多様性ならびに地球環境保全の重要性を認識し、地球環境への意識高揚を図るとともに環境マネジメントシステムの継続的改善に努める。

制定 2001年9月17日

改定3 2018年4月1日

NOK 株式会社 代表取締役 社長
NOK 中央環境保全委員会委員長

土居 清志

当社の環境基本方針は以下の URL アドレスにも記載してあります。

<http://www.nok.co.jp/csr/environment.html>

また、イーグル工業株式会社(EKK)、NOK クリューバー株式会社(NKL)、ユニマテック株式会社(UMT)、シンジーテック株式会社 (SZT) の環境方針については各社のホームページをご覧ください。

EKK : <https://www.ekkeagle.com/jp/csr/safe.html>

NKL : <http://www.nokklueber.co.jp/quality>

UMT : <http://www.unimatec.co.jp/eco.html>

SZT : http://www.synztec.co.jp/csr/environment_policy/

3. 環境マネジメントに関する仕入先様へのお願い

(1) 当ガイドラインのお願い事項について

当グリーン調達ガイドラインにおける仕入先様へのお願い事項を一覧表としてまとめました。

表-1 NOK グループグリーン調達ガイドラインでのお願い内容

「環境マネジメントシステム」の構築	『ISO14001』や『エコアクション 21』の外部認証取得、またはそれに準じた管理
仕入先様での環境負荷物質管理	環境負荷物質管理体制構築
	原材料・部品などの環境負荷物質情報の提供
	当社依頼時における RoHS 6 物質分析結果エビデンスの提供
	NOK グループ環境負荷物質一覧の禁止物質の非含有保証
	NOK グループ環境負荷物質一覧の申告物質の管理
仕入先様の事業活動	環境関連法令の遵守
	環境保全活動の実施
仕入先様-当社物流時のCO ₂ 削減など	当社に納入頂く原材料など、物流に関わる CO ₂ 排出量低減
	当社に納入頂く原材料など、梱包・包装資材の低減

(2) 「環境マネジメントシステム」の構築

当社は組織的に環境保全活動を実施し、持続的改善に取り組んでいます。原材料・部品・副資材（当社製品の一部を構成するもの）と梱包・包装資材を納入していただいている仕入先様においても、環境保全活動の継続的改善が実施されるよう体制の構築をお願いいたします。

そのため、基本的には『ISO14001』、『エコアクション 21』の外部認証取得（取得されている場合は継続）、またはそれに準じた管理をお願いいたします。必要に応じて仕入先様の取得状況を確認させていただきます。

(3) 納入いただく原材料・部品などの環境負荷物質管理

当社は、国内外の法規制に伴い、環境負荷物質のリスク管理の徹底を実施しております。

法規制には、生産及び使用禁止の環境負荷物質が規定されています。また法規制等の背景から、当社のお客様から使用禁止のご要求があります。このことより、当社製品を構成する原材料・部品・副資材（当社製品の一部を構成するもの）と梱包・包装資材を納入いただく仕入先様には、関連法令とNOKグループが提示する標準類などに基づいた調達品の納入と使用実績報告（使用・含有有無）の対応をお願いいたします。

(4) 仕入先様製造工程の環境負荷物質管理について

a. NOK グループ環境負荷物質一覧の禁止物質の非含有保証

- (a) NOK グループ環境負荷物質一覧（付属書-1）に、禁止・申告の管理区分を規定しています。禁止物質が含有しない「調達品」の納入をお願いいたします。ただし、当社が仕入先様に対し禁止物質の使用・含有を認めた「調達品」は、対象外といたします。

禁止物質のうち、欧州指令（ELV、RoHS）の規制物質の、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、特定フタル酸エステル 4 物質（DEHP、DBP、BBP、DIBP）の 10 物質に関し、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE の 6 物質については分析試験またはサプライチェーンをさかのぼった含有有無確認（不使用保証書の入手と管理）、特定フタル酸エステル 4 物質についてはサプライチェーンをさかのぼった含有有無調査確認を実施し、当社依頼時には該当資料の提出をお願いいたします。

また非含有であることを明確にするため、分析試験に基づく分析結果の提出を当社が依頼した場合は、ご対応をお願い致します。尚、分析試験のエビデンスは御社で保管頂き、当社から要請があれば提出をお願い致します。

- (b) 禁止物質の含有有無情報は、非含有保証書及び chemSHERPA で確認させていただきます。

b. 環境負荷物質管理体制構築について

仕入先様におかれましては、当社に納入いただく調達品等のなかに環境負荷物質（管理区分：禁止）が含有しないよう、必要な管理体制の構築をお願いいたします。

管理体制確認のため、自主点検を実施頂き、不備な項目については改善をお願い致します。

また、仕入先様の「環境負荷物質管理体制構築」の実態を確認させていただき目的で、仕入先様の了解のうえ当社による監査を適宜実施させていただきます。

c. NOK グループへの連絡

- (a) 仕入先様及びサプライチェーンを通じて、化学物質にかかわる設計変更、工程変更等が発生する場合は、事前に情報提供をお願いいたします。特に NOK グループが管理する環境負荷物質について変更がある場合は、遅滞なく情報提供をお願いいたします。

- (b) NOK グループに納入される物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制及びその他適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置を取ることを命じられた場合、または罰則を科せられた場合は、速やかに連絡をお願いいたします。

- (c) NOK グループへの納入品の中には「各物質群に対する NOK の管理区分」（付属書-1 P3 表-1）で定める使用禁止物質を閾値以上含有しない管理をお願いしていますが、万が一その納入品について禁止物質の含有が判明した場合は速やかにご連絡をお願いいたします。

- (d) 環境負荷物質調査で非含有と回答した納入品については、当該化学物質を含有しないよう管理をお願いいたします。含有することが判明した場合は速や連絡をお願いいたします。

(5) 仕入先様の事業活動に関わる環境活動について

当社は、VOC 排出量の削減、CO₂ 排出量の削減など、環境に関する目標を持ち推進しております。仕入先様におかれましても、事業活動に関わる環境保全活動を、積極的にお願いいたします。

a. 環境保全活動の実施

仕入先様の事業活動に関わる、環境保全活動の取り組みをお願いいたします。

【環境に関する取り組み事項】

- (a) VOC 排出量の削減
- (b) PRTR 対象物質の排出量の削減
- (c) CO₂ 排出量の削減
- (d) 廃棄物（最終埋め立て）発生量の削減
- (e) 水使用量の低減と排水の管理、及び有効利用
- (f) 資源循環の推進
- (g) 枯渇資源の使用量削減
- (h) 生物多様性への配慮
- (i) 化学物質の管理

b. 環境に関する法令遵守

仕入先様の事業活動に関わる、環境に関連する国内法令の遵守をお願いいたします。

4. ガイドラインの取扱いについて

仕入先様に対する当ガイドラインの取扱いは以下のとおりです。

- (1) 新規の仕入様先には、取引が開始される際、当ガイドラインを当社所管部署より連絡いたします。
- (2) NOK グループ会社各社より、個別に提出書類の要請があった場合は、別途対応をお願いいたします。
- (3) 当ガイドラインは、改訂都度、対象仕入様先へ当社所管部署より連絡いたします。

5. 個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた仕入先様の個人情報は、グリーン調達関連事項のみに使用いたします。

6. 当ガイドラインでの提出書類について

当社へ納入いただく物品について、当社からの要求に応じて以下の書類を提出いただきます。物品の対象物と提出書類は以下です。

表-2 対象品及び提出時期の定義

	用語		定義
対象品	化学品	物質	化学元素及び自然の状態において、または何らかの製造プロセスによって得られたそれらの化合物。原材料や溶剤が相当する。 (例：ゴム/樹脂ポリマー、加硫剤や老化防止剤などのゴム配合物、溶剤など)
		混合物	2つ以上の物質からなる混合物または溶液、調剤。(例：グリース、接着剤等)
	成形品		生産の間に、その化学組成よりも大きくその機能を決定する特定の形状、表面またはデザインを付与された物体。(例：金具、スプリングなど)
	副資材		当社製品の一部を構成するペイント、マーカー、ラベルや、当社設備に使用するオイル、グリースなど。その形態によって化学品か成形品に分類される。
	梱包・包装資材		当社へ納入する梱包・包装資材、及び調達品を輸送する際に使用する梱包・包装資材。その形態によって化学品か成形品に分類される。

表-3 当社に提出いただく書類及び時期

提出書類		対象品				提出時期
		化学品	成形品	副資材	梱包・包装資材	
様式No.	様式名称					
様式-1	NOK グループグリーン調達に関する協力合意書	要	要	要	要	当社依頼時に提出ください
様式-2	非含有保証書	*3) 要	*3) 要	要	要	当社依頼時に提出ください
様式-3	環境負荷物質の管理体制チェックシート	要	要	要	—	当社依頼時に提出ください
—	SDS (最新版) *1) 言語：日本語、英語 (原則) 法規制も対象国と一致ください 他言語は要求時に作成ください	*3) 要	—	*4) 要	*4) 要	当社依頼時に提出ください。 ※工程変更時には化学物質にかかわらなければ提出は不要です。
—	chemSHERPA-CI *2)	*3) 要	—	*5) 要	*5) 要	
—	chemSHERPA-AI *2)	—	*3) 要	*5) 要	*5) 要	
—	移動量把握物質含有有無 化管法	*3) 要	—	*4) 要	*4) 要	当社依頼時に提出ください

*1) : JIS Z7253 に準じた書式で最新版を提出ください。

*2) : 作成ツールは chemSHERPA のホームページ中の「データ作成支援ツール」より入手可能です。

※ URL アドレス : <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

なお JAMA シート等、chemSHERPA 以外の化学物質情報伝達ツールによる提出の場合には、事前に協議させていただきたくことがあります。

- *3) : 当社が使用する原材料・副資材・製造工程等を指定し生産委託した成形品・化学品については不要です。
- *4) : その形態が原材料や調剤といった化学品等で SDS 提出対象であれば対応をお願い致します。
- *5) : 納入形態により異なります。化学品であれば chemSHERPA-CI で作成した「SHCI ファイル (拡張子 : shci)」、成形品であれば chemSHERPA-AI で作成した「SHAI ファイル (拡張子 : shai)」の提出をお願いいたします。提出ができない場合は当社調達窓口までご相談ください。

7. 用語集

(1) chemSHERPA

JAMP-AIS、JAMP-MSDSplusにかわるサプライチェーンにおける製品含有化学物質に関する情報を伝達するためのサプライチェーン全体で利用可能な共通スキーム。

chemSHERPA として、成形品用のデータ作成支援ツール (chemSHERPA-AI) と化学品用のデータ作成支援ツール (chemSHERPA-CI) がそれぞれ chemSHERPA のホームページに用意されている。

※ chemSHERPA のホームページ <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/>

(2) GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

グローバルで標準化された (自動車部品の) 管理化学物質リスト。

(3) IEC62474

電気・電子業界及びその製品に関するマテリアルデklarレーション (構成材料 / 含有物質の情報伝達)。日本では国内組織 : 国内 VT62474 が意見集約と情報発信を行っている。なお、JGPSSI (日本グリーン調達調査共通化審議会) は 2012 年 5 月をもって発展的に解消し、その活動の多くを IEC/TC111 の国内組織 (国内 VT62474) に移行した。

※IECとは・・・電気・電子技術及び関連技術に関する国際規格を開発し、発行する国際機関。

※TC111とは・・・IECの専門委員会の一つ。

(4) ISO14001

ISO14001とはISOが1996年に制定した規格で、組織(企業・自治体など)に対して環境に負荷をかける事業活動を継続して行うように求めた国際規格。

(5) JAMA シート (JAMA/JAPIA 統一データシート)

環境規制への対応のため、製品中に含有する材料や化合物の調査に使用する目的で、JAMA(一般社団法人日本自動車工業会)と JAPIA(一般社団法人日本自動車工業会)にて合意された帳票。製品中に使用される材料とそれに含有する化学物質の情報が記され、効率よく情報を収集するために IMDS と互換性があり、IMDS へのアップロードが可能となっている。帳票は JAPIA のホームページより入手可能。

※一般社団法人日本自動車工業会 (JAPIA)のホームページ : <http://www.japia.or.jp/>

(6) JAMP (Joint Article Management Promotion-consortium)

ア－ティクル (部品や成形品等の別称) が含有する化学物質等の情報を適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることを目的に発足した団体。

※JAMP ア－ティクルマネジメント推進協議会のホームページ : <http://www.jamp-info.com/>

(7) JAMP-AIS、JAMP-MSDSplus

JAMP が推奨する製品含有化学物質を伝達するための基本的な情報シート。

JAMP-AIS は成形品の質量、部位材質、管理対象法規の該当する物質の含有有無・物質名・成形品あたりの濃度などの情報を記載・伝達するため、JAMP-MSDSplus は原材料・混合物、調剤の化学物質情報を伝達するために使用される。なお、JAMP-AIS、JAMP-MSDSplus は 2018 年 6 月末の有効期限をもって、その維持管理が終了となり chemSHERPA へ移行となる。

(8) PRTR 制度 (化学物質排出・移動量届出制度、Pollutant Release and Transfer Register)

政令等で指定された化学物質を製造・使用・排出している事業者が、環境中へ排出した量、又は、産業廃棄物などとして移動させた量を把握・集計・公表する仕組み。

(9) VOC (揮発性有機化合物、Volatile Organic Compounds)

トルエン・ベンゼン・ジクロロメタンなど、常温常圧で大気中に容易に揮発する化合物の総称。

(10) エコアクション 21

環境省が小規模事業者を対象に、普及を進めている環境プログラム。

(11) 欧州 ELV 指令 (欧州廃車指令、End of Life Vehicle)

欧州で制定されている自動車のリサイクル及び重金属 4 物質 (鉛、カドミウム、水銀、六価クロム) の使用を制限した指令。

(12) 欧州 REACH 規則 (Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)

欧州の化学物質に関する登録、評価、認可及び制限に関する規則。

(13) 欧州 RoHS 指令 (欧州特定有害物質使用制限指令、Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment)

欧州で制定されている重金属 4 物質 (鉛、カドミウム、水銀、六価クロム) と特定臭素系難燃剤 (ポリ臭素化ビフェニール(PBB)及びポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE))、特定フタル酸エステル (フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)) の使用を制限した指令。

「NOK グループグリーン調達ガイドライン」に関する問合せ先

NOK 株式会社

調達本部 集中調達部

TEL 03-6891-0532

(2020 年 8 月まで (予定))

TEL 03-3434-0572

(2020 年 9 月以降 (予定))

品質・環境管理室 環境管理部

TEL 0466-35-4612